

論文の和文要旨

論文題目	南琉球八重山語波照間方言の文法
氏名	麻生 玲子

本論文の目的は、沖縄県八重山郡波照間（波照間島）で話されている波照間方言の音韻と文法を包括的に記述することである。波照間島は琉球列島の南端に位置し、日本最南端の有人島として知られている。人口 521 人（2015 年 3 月竹富町役場調べ）の小さな島である。波照間方言は、琉球列島で話されている言語の中で、南琉球八重山語に属する。波照間方言を話せるのは 75 歳以上の高齢者に限られており、話者人口は 120 人程度と推定できる。筆者はこれまでに十数回のフィールドワークを行い、波照間方言に関する調査研究を行ってきた。本論文はその成果である。全 12 章から成り立つ。

1 章の「波照間島と波照間方言」では、波照間島の概要（地理、歴史、産業）と波照間方言の言語的な背景について述べる。言語的な背景の中では、波照間方言の言語系統、方言差、話者人口、類型的な特徴について述べる。

2 章の「音韻論」では、波照間方言の音声および音韻について記述する。前半では音素の認定及び音節構造について述べる。まず、波照間方言の子音音素を 16 個（/p, b, t, d, k, g, f, s, c, z, h, m, n, r, w, j/）、母音音素を 7 個（/i, e, i, ë, a, u, o/）認定する。次に、音節構造を (O(G))N(N)(Co) と分析する。核となる N には、母音の他、/n/ が占めうる。波照間方言の音声・音韻的特徴は以下の 3 つである。(1) 帯気が強い点、(2) 帯気した子音の影響で後続する母音、さらには母音に続く子音まで無性化する点、(3) 子音の長短の対立、母音の長短の対立があいまいである点、である。後半では、アクセント体系とイントネーションについて述べる。波照間方言は語（+接語）をドメインとした三型アクセント体系を持つ。音節あるいはモーラといった単位ではなく、語を基準に下降、平進、上昇のいずれかの音調が実現するため、N 型アクセントでかつ、語声調の言語といえる。イントネーションは、語のアクセントがそのまま実現すると分析できる。アクセントとイントネーションに関しては、音声波形・F0 曲線・スペクトログラムの図を載せた。最後に音韻規則について述べる。

3章の「単位の認定」では、本稿で使用する記述の単位を認定する。まず、波照間方言の語を下降・平進・上昇のうち、いずれか1つのアクセントが実現する単位であると定義する。形態統語的な基準で認定する語と音韻的な基準で認定する語で大部分が重なり合うため、音韻的な基準でのみ定義する。次に、語および接語に認定された単位について品詞分類を行う。波照間方言の主な品詞として、動詞、名詞、指示連体詞、副詞、感嘆詞、指示様態詞を認定し、その他に助詞を認める。助詞には統語的な役割により格助詞(8章)、モーダル助詞(10章)、疑問助詞(10章)、接続助詞(11章)、談話標識助詞(10章)とそれ以外の助詞(12章)を認める。

4章の「節」では節の基本構造、文法関係、および格標示体系について述べる。節は任意の項と必須の述語から成る。波照間方言の項は、直格項と斜格項に分類でき、直格項は名詞句がそのまま用いられ、斜格項の場合には音形を持つ格助詞が後続する。述語は、主要部が動詞句か名詞句かで動詞節と名詞節に分類し、それぞれの構造について述べる。次に文法関係について述べる。主語、直接目的語および間接目的語を認定する。最後に直格項の格標示体系について述べる。まず波照間方言の格組織は、主格対格型の格組織を持つ琉球諸方言が圧倒的に多い中で(報告されている中では)唯一の中立型の格組織を持つことを述べる。中立型と言うのは、直格項が同じ形式で現れる格組織を指す。ただし波照間方言の場合は、同じ形式と言っても、名詞句がそのまま用いられる。これはかつての主格標識*nuと焦点標識*duが現在の波照間方言では=nduという焦点標識に文法化したためであると分析する。さらに実際の談話における直格項の標識および項の表出の有無について述べる。波照間方言では、基本的には必要がない限り名詞句項の表出はされない。それはS/A/Pといった直格項であっても、それ以外の斜格項でも同じである。3分半程度の自由会話と昔話の独話の分析を行ったところ、S/Aの表出は合計の節数の半分以下であった。表出する傾向を(1)焦点が当たっている場合と、(2)予測不可能な指示転換が起こる場合(3)項と動詞の結びつきが強い場合(fuciri num「薬を飲む」など)の3つにまとめた。

5章の「名詞類と名詞形態論」では、波照間方言の名詞形態について述べる。波照間方言の名詞に、代名詞、語彙名詞、数詞という3つの下位分類を意味機能によって認める。代名詞には、さらに人称代名詞、再帰代名詞、指示代名詞、疑問代名詞という下位分類を認める。人称代名詞に関しては1人称、2人称、3人称を区別する。1人称には、聞き手を含むか含まないかで包括、除外を区別する。前半でそれぞれの下位分類の形態について述べ、後半で名詞に関する形態操作として観察される複合及び接尾辞について述べる。接尾辞には複数接辞、指小接辞、場所化接辞を認めた。

6章の「動詞形態論」では、波照間方言の動詞形態について述べる。まず動詞に、語構成の違いから一般動詞と属性動詞という2つの下位分類を認める。その上で、接辞のどの異形態を取りうるかで活用クラスを分ける。動詞接辞には異形態が多く、活用クラスによってどの異形態をとるかが決まる。次に、動詞の個々の屈折形式について形態統語的特徴を挙げながら述べる。波照間方言の動詞形態操作の多くは、屈折・派生ともに接辞の付加である。当該接辞が

屈折接辞なのか派生接辞なのかについて、明確に二分することは難しいものの、共起制限および、統語的関連性 (syntactic relevance) という点で定義する。派生接辞及び屈折接辞の個々の形式について述べた後、最後に少数ながら観察される複合や重複といった形態操作について述べる。

7章の「品詞をまたぐカテゴリー」では、品詞としてはまとめられないものの、同じ機能を持つ語類、あるいは語根が共通している語類として指示語と疑問語を認める。例えば、指示語の例として ku-nu「この」(指示連体詞)と ku-ri「これ」(指示代名詞)が挙げられる。品詞分類だけでは見えてこない共通の形態や機能について述べる。疑問語は10章の「文の形成」でも扱う。

8章の「名詞句」では、前半で名詞の修飾方法について述べる。波照間方言の名詞句は「(修飾部) + 名詞」のよう分析できる。すなわち、最後尾の名詞に対して、前半部分で修飾が行われる。本章の前半では修飾方法について述べる。修飾方法には、属格助詞による修飾、指示様態詞による修飾、指示連体詞による修飾、連体節による修飾、共格助詞による修飾が観察される。この他に、唯一修飾部を必須とする形式名詞が主要部の名詞句構造を認める。多くが構造的にも意味的にも修飾部と主要部という関係を示すが、共格助詞による修飾のみ、意味的に修飾部と主要部という関係を示さず、列挙を示す。後半では、名詞句が述語の項として機能する際に用いられる格助詞について述べる。斜格項に付加する標識として格助詞を10個(奪格、与格1、与格2、具格、位格1、位格2、位格3、向格、属格、共格)認める。それぞれの格助詞について個別の機能を述べる。

9章の「複数の動詞から成る動詞句」では動詞述語のうち、本動詞と補助動詞からなる動詞句について記述する。当該動詞句を2種類認める。(1) 補助動詞がアスペクトやモーダルな意味を表す場合と、(2) s「する」a(r)「ある」nen「ない」といった軽動詞から成る場合である。この2種類の動詞述語について述べる。(1)の補助動詞には、継続1、継続2、完了、接近、乖離、経験、準備、受益、敬意、依頼の計10個を認める。

10章の「文の形成」では、まず主要な文の構造として疑問文、命令文の構造について述べる。疑問文と命令分以外の文を平叙文とする。続いて極性(否定)、テンス、アスペクト、モダリティおよび談話標識について述べる。疑問助詞、モーダル助詞、談話標識助詞は本章で扱う。最後に項構造の変更に関する受身、使役、授益について述べる。

11章の「節の結合」では、従属的な性質を持つ節の結合方法について述べる。波照間方言の従属節に、補文節、逆接接、副詞節、中止節、連体節の5種類を認める。それぞれの従属節の述語は、主要部単独で用いられる場合と、主要部に接続助詞が後続して用いられる場合がある。それぞれの環境と機能について述べる。

12章の「情報構造」では、品詞分類において「その他の助詞」に分類した焦点助詞、主題助詞、累加助詞、排他助詞についてその形式と機能について述べる。

以上の記述を踏まえたうえで、最後に今後の課題と展望をまとめる。琉球列島には、数十の

相互理解が不可能な下位方言があると言われ、今後 10～20 年で消滅するとされる。記述されていない方言が多くある中、本研究は数少ない記述文法書の 1 つとして琉球諸語研究の一助となるだろう。